

有料職業紹介における紹介手数料及び払戻金に関する事項

(紹介手数料)

1. 甲（紹介先企業様）は乙（株式会社アンピール）から人材の紹介を受けた後1年以内に紹介人材を雇用した場合、別途甲乙間で締結する「紹介手数料に関する覚書」にて定める紹介手数料または想定される理論年収の30%を乙に支払うものとする。
2. 前項に基づいて甲から乙に支払われた紹介手数料は、成約した人材が保証期間内に本人都合或いは業務能力が著しく劣っていると判断され退職した場合、乙は以下の返却率に従い甲に返金する。ただし、退職もしくは解雇の理由が丙に対する各種労働関連法規に違反が原因であった場合その他甲の責めに帰すべき事由による場合には、紹介手数料を返還しない。

保証期間及び返却率		
1週間以内	1か月以内	3か月以内
100%	50%	30%

3. 甲が丙の雇用を乙に申告しなかった場合、甲は、乙に対し、第1項の紹介手数料の3倍相当額を支払うものとする。ただし、前条第3項の期限を過ぎた申告であっても、乙からの指摘なく甲が自発的に申告した場合には、この限りではない。